## 国立大学法人東京外国語大学学長室 規程

平成19年11月13日 規則第 92 号

改正 平成19年12月25日規則第101号 平成21年 3月31日規則第15号 平成25年 3月12日規則第 6号 平成27年 3月24日規則第 7号 平成28年 3月25日規則第18号 令和元年11月26日規則第101号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学に、学長室を置く。

(組織)

- 第2条 学長室は、次に掲げる室員をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 理事
  - (3) 副学長
  - (4) 学長特別補佐
  - (5) 事務局長
- 2 学長室に学長が指名する室員を置くことができる。
- 3 学長室に室長を置き、学長をもって充てる。
- 4 室長は、学長室の業務を総括する。

(学長室会議)

- 第3条 学長室に、学長室会議を置く。
- 2 学長室会議は、次の事項を所掌する。
  - (1) 教育、研究、社会貢献並びに大学運営等に係る連絡、調整に関すること
  - (2) その他学長の指示する事項
- 3 学長室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 4 議長は、必要に応じて室員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 学長室会議に関する庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学長室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- この規程は、平成19年11月13日から施行し、平成19年9月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年9月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年11月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。